(2)　平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ　エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第六項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので総務省令で定めるものに限る。）」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一　次のいずれかに該当すること。

イ　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

二　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第七項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一　ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるもの

イ　次のいずれかに該当すること。

(1)　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ　エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二　石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるもの

イ　次のいずれかに該当すること。

(1)　平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2)　平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ　エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第八項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第十二条の二の四第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、第四号を第五号とし、第三号を削り、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるもの

イ　次のいずれかに該当すること。

(1)　平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2)　平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ　エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の四第二項第一号中「附則第十二条の二の二第二項第一号」を「附則第十二条の二の二第二項」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるもの

イ　次のいずれかに該当すること。

(1)　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ　エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の四第三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号中「附則第十二条の二の二第四項第一号」を「附則第十二条の二の二第四項」に改め、同項第三号中「附則第十二条の二の二第四項第二号」を「附則第十二条の二の二第五項第二号」に改め、同項第四号中「附則第十二条の二の二第五項第二号ハ」を「附則第十二条の二の二第五項第三号ハ」に改め、同条第四項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号中「附則第十二条の二の二第六項第一号」を「附則第十二条の二の二第六項」に改め、同項第四号を削り、同項第三号中「附則第十二条の二の二第六項第二号」を「附則第十二条の二の二第七項第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　次に掲げるガソリン自動車

イ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　次のいずれかに該当すること。

(i)　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　次のいずれかに該当すること。

(i)　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の四第四項に次の一号を加える。

五　軽油自動車（電力併用自動車に限る。）のうち、次のいずれにも該当する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるもの

イ　次のいずれかに該当すること。

(1)　平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(2)　平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ロ　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。